

新潟県少年自然の家管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月27日

新潟県教育委員会

教育長 佐野 哲郎

新潟県教育委員会規則第6号

新潟県少年自然の家管理規則の一部を改正する規則

新潟県少年自然の家管理規則（昭和48年新潟県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第1号様式及び第2号様式を次のように改める。

新潟県少年自然の家所長 様

〒・住所	
団体名	
団体代表者名	

下記のとおり施設の使用を申込みます。

記

担当者 連絡先	氏名								勤務先	名称 (電話 - -)				
	電話	自宅								E-mail				
		携帯								FAX				
使用目的														
使用希望日	(1)	年 月 日 () ~		年 月 日 ()		※所員記入欄 (カヌー実施) 月 日 () 午前・午後								
	(2)	年 月 日 () ~		年 月 日 ()										
	(3)	年 月 日 () ~		年 月 日 ()										
	(4)	年 月 日 () ~		年 月 日 ()										
	(5)	年 月 日 () ~		年 月 日 ()										
参加人数	学年	園児	1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	引率	保護者	その他	小計	合計
	男子													
	女子													
	合計													
宿泊方法 必要部屋数 ※引率等含	館内	()泊	8人室		男子()部屋		女子()部屋		計()部屋					
			その他											
	キャンプ場	()泊	ドーム型テントを()張											
	常設テント	()泊	常設テントを()張											
利用施設 (利用日時)	利用日	月 日 ()				月 日 ()				月 日 ()				
	利用区分	午前	午後	夜間	全日	午前	午後	夜間	全日	午前	午後	夜間	全日	
	体育館													
	多目的ホール													
	大研修室													
	中研修室													
	小研修室													
	和室研修室													
	工作室													
	野外活動支援棟研修室													
使用料の 減免	<input type="checkbox"/> 第5条の3第1項第1号該当 (教育課程に基づく教育活動) <input type="checkbox"/> 第5条の3第1項第2号該当 (少年自然の家主催事業) <input type="checkbox"/> 第5条の3第2項該当 (その他教育委員会が特に必要と認める場合)													
	カヌー体験	<input type="checkbox"/> 希望なし	<input type="checkbox"/> 希望あり	()名 ※所バス利用の場合は64名まで										
	野外炊さん	<input type="checkbox"/> 希望なし	<input type="checkbox"/> 希望あり	実施日		朝食・昼食・夕食の別								
実施活動	キャンプファイア キャンドルファイア	<input type="checkbox"/> 希望なし	<input type="checkbox"/> 希望あり	()日目		()日目								
				①キャンプファイア(雨天:キャンドルファイア)		②キャンプファイアのみ(雨天:中止)								
	③キャンドルファイアのみ													
	その他	<input type="checkbox"/> 希望なし	<input type="checkbox"/> 希望あり	(希望する活動)										
備考														

※使用を許可された団体には、別に所長が定める「使用計画書」、「食事等申込書」等の書類の提出を依頼します。

様

新潟県少年自然の家所長

使 用 許 可 書

申込みのありました施設使用について下記のとおり許可します。

記

団 体 名				
使 用 期 間	年 月 日 () から 年 月 日 () まで (泊 日)			
宿 泊 態 様				
使 用 人 数	名			
使 用 料	宿 泊 室	学 齡 に 達 し な い 者	の べ 人 分	円
		小 学 生 及 び 中 学 生	の べ 人 分	円
		高 校 生 等	の べ 人 分	円
		そ の 他	の べ 人 分	円
	体 育 館	午 前	日 分	円
		午 後	日 分	円
		夜 間	日 分	円
		全 日	日 分	円
	多 目 的 ホ ー ル	午 前	日 分	円
		午 後	日 分	円
		夜 間	日 分	円
		全 日	日 分	円
	大 研 修 室	午 前	日 分	円
		午 後	日 分	円
		夜 間	日 分	円
		全 日	日 分	円
	中 研 修 室	午 前	日 分	円
		午 後	日 分	円
		夜 間	日 分	円
		全 日	日 分	円

使 用 料	小 研 修 室	午 前	日分	円	
		午 後	日分	円	
		夜 間	日分	円	
		全 日	日分	円	
	和 室 研 修 室	午 前	日分	円	
		午 後	日分	円	
		夜 間	日分	円	
		全 日	日分	円	
	工 作 室	午 前	日分	円	
		午 後	日分	円	
		夜 間	日分	円	
		全 日	日分	円	
	野 外 活 動 支 援 棟 研 修 室	午 前	日分	円	
		午 後	日分	円	
		夜 間	日分	円	
		全 日	日分	円	
	キ ャ ン プ 場	学 齢 に 達 し な い 者	の べ	人分	円
		小 学 生 及 び 中 学 生	の べ	人分	円
		高 校 生 等	の べ	人分	円
		そ の 他	の べ	人分	円
常 設 テ ン ト	の べ	張分	円		
合 計				円	
使 用 の 条 件					
備 考	貴団体のカヌー実施日は、 年 月 日（ ）の_____です。				

※上記以外の施設使用に必要な事項は、別に所長が定める様式（使用計画書、食事等申込書等）により提出してください。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の規定は、この規則の施行の日以後に使用の許可を受ける者について適用し、同日前に使用の許可を受けている者については、なお従前の例による。